

定額自動送金サービス規定

飛驒信用組合

1. (この規定の取引に係る契約の成立)

当組合は、お客様からこの規定の取引に係る当組合所定の申込書の提出を受け、当組合がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。

2. (定額自動送金サービス)

定額自動送金サービス（以下「本サービス」といいます。）は、お申込人からの依頼に基づき、予め指定されたお申込人名義の預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）から指定金額を引落しのうえ、指定された期間、毎月の指定日にお受取人の預金口座に送金するサービスです。

3. (お申込み区分ごとの取扱い)

本サービスのお取扱いは、以下の通りとします。

- ①新規：表記のお申込み内容に基づき、送金を行います。
- ②解約：指定した月以降の送金を取止めます。
- ③停止：指定した月の送金を取止めます。期間を指定した停止のお取扱いはできません。
- ④変更：本サービスの変更はお取扱いができません。本サービスを解約のうえ、新たにお申込みいただきます。

4. (手数料)

- ①本サービスのお取扱いにあたっては、当組合所定の手数料（振込手数料および取扱手数料）をいただきます。
- ②当組合は、事前に通知することなく、上記手数料を変更できるものとします。
- ③手数料を変更した場合、当組合は個別通知を行わず、店頭およびホームページに変更内容を掲示します。また、変更日以降は変更後の手数料をいただきます。

5. (送金日)

送金日が休日の場合は、表記のご選択に従いお取扱いいたします。なお、指定送金月に該当する送金日がない場合は、その月の末日をもって送金日とします。

6. (送金額)

送金額は、毎月一定金額といたします。

7. (指定預金口座からの引落し)

- ①指定預金口座からの引落しについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手または預金通帳・払戻請求書の提出を受けることなく、指定預金口座から引落しします。

なお、手数料についても同様の方法によりお取扱いし、送金の都度、送金額とは別に引落しします。

- ②指定預金口座の残高（当座貸越を利用できるは範囲内の金額を含む）が、送金日早朝の当組合が定める時刻において、送金額（含む、手数料）に満たないときは、特段の通知を行うことなく、当該送金を取止めます。

なお、送金日に指定預金口座から他に引落しや融資の返済がある場合の支払い順序は、当組合の任意とします。

8. (振込金受取書の発行等)

本サービスにかかる、振込金受取書の発行や引落しの通知は行いません。

9. (送金ができない場合の取扱い)

送金を行った結果、送金先金融機関から送金資金が返却された場合は、指定預金口座に入金します。この場合、手数料は返却しません。

10. (解約)

本サービスを解約する場合は、当組合所定の書面によりお届けください。

また、以下の各号に該当する場合、本サービスを解約します。これらの場合、解約通知は省略いたします。

- ①本サービスは、取扱期間の満了をもって自動的に終了したものとします。
- ②指定預金口座が解約された場合は、本サービスは自動的に解約されたものとして取扱います。
- ③お申込人について、相続の開始があった場合は、本サービスは解約されたものとして取扱います。
- ④お受取人口座につき口座が無いなどの理由により送金ができない場合は、本サービスを解約します。
- ⑤長期残高不足により送金が行われない場合は、本サービスを取止めたものとし解約します。
- ⑥本サービスは、上記の他、当組合が必要と認めた場合はいつでも解約できるものとします。

11. (その他)

本サービスの取扱いについて、この規定の定めによる他、振込規定により取扱います。

12. (免責)

本サービスの取扱いについて、事故が生じましても、当組合に責にあるものを除いて当組合は責任を負いません。

13. (規定の変更)

- ①この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- ②前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2021年1月1日現在